

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年10月20日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、平成6年9月から7年9月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、17万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月18日から7年12月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、年金事務所からの通知によると、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成7年5月31日となっている上、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より少ない額に遡って訂正されていることが分かったので、当該期間に係る資格喪失日及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年9月18日から7年10月20日までの期間については、オンライン記録によると、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は、資格取得時（平成6年9月18日）において17万円、7年10月の定時決定において15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年9月30日）の後の同年10月12日付けで、資格取得時に遡って9万2,000円に引き下げられている上、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失の処理は、同年10月20日付けで、同年10月の定時決定の記録が取り消された後、同年5月31日に遡って行われていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者の証言により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたものと推認される上、オンライン記

録によると、同社に係る被保険者記録が確認できる者の中には、申立人同様、平成7年10月12日付けで、当初記録されていた標準報酬月額が遡って引き下げられている者や、同年10月20日付けで、同年5月31日に遡って資格喪失処理されている者が多数存在しており、当該遡及訂正等の処理前の記録及び前述の複数の者の証言を踏まえると、少なくとも同年10月20日時点において、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

また、A社に係る滞納処分票の写しによると、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、遡及して申立人の標準報酬月額の訂正及び被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該遡及訂正等の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社に係る資格喪失日は、当該遡及喪失処理日である平成7年10月20日であると認められ、申立人の6年9月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成7年10月20日から同年12月1日までの期間については、前述のとおり、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことは推認できるものの、同社は、当該期間においては既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人と同様に、同年10月20日付けで、同年5月31日に遡って資格喪失処理されている複数の者のうち、同社が適用事業所ではなくなった後も同社に勤務していたとする者から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳の写しによると、この者の給与から同年9月分以降の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社の元事業主及び当時の同社に係るB事務等の委託を受けていたC事務所は、「会社は既に解散しており、雇用関係はC事務所に委託していた。資料等については一切無い。」、「資料を保存していないので、申立内容については確認できない。」とそれぞれ回答しており、前述の複数の者に聴取しても、当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年10月20日から同年12月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間、同年 7 月から 59 年 3 月までの期間、60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで  
④ 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 54 年 10 月頃、A 市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、同じ日に B 銀行（現在は、C 銀行）で国民年金保険料の口座振替の手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、当該金融機関の口座からの振替により納付が行われているはずであるが、年金の記録を確認したところ、当該期間が未納期間となっていた。国民年金の分として毎月、口座に入金していたので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 10 月頃、国民年金の加入手続きを行った旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年 10 月 6 日に払い出されたことが確認できる上、申立期間当時、申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った日に B 銀行で国民年金保険料の口座振替の手続きを行った旨主張しているところ、A 市の担当者は、「市政だより等の資料によると、当市における国民年金保険料の口座振替については、昭和 61 年 1 月 6 日に受付が開始され、同年 2 月納期分から

開始されたようだ。申立人が保険料の口座振替に係る口座の登録を行ったのは、平成7年1月12日であり、それ以前については、データが残っていないため不明である。」と回答しており、同市では、申立期間①、②及び③の大部分において、保険料の口座振替が行われていなかった可能性がある上、C銀行から提出された申立人が保険料を口座振替により納付したとする預金口座の昭和57年10月から58年5月までの期間、同年7月から59年5月までの期間、60年4月から61年4月までの期間及び62年4月から平成元年5月までの期間に係る取引履歴を見ても、当該期間において、申立人の保険料が振替により納付された形跡は確認できない。

さらに、A市は、「申立人は、昭和47年4月1日に国民健康保険被保険者資格を取得し、現在まで継続して加入しているところ、国民健康保険税の口座振替に係る口座の登録を58年8月23日から平成15年8月7日まで行っている。」と回答しており、前述の同市の担当者の回答を踏まえると、申立人は、自身が行ったとする口座振替手続について、国民健康保険税と国民年金保険料を誤認している可能性がある。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から同年 10 月 2 日まで  
② 昭和 61 年 9 月 26 日から同年 12 月 18 日まで

私は、高校卒業後の昭和 60 年 3 月下旬から 61 年 12 月まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、年金の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間においても、厚生年金保険に加入していたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の A 社に係る雇用保険の被保険者資格取得日は昭和 60 年 3 月 26 日とされており、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者の証言を踏まえると、申立人は、少なくともこの時点において当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間当時、A 社の C 事務及び D 事務を担当していたとする者は、「資料が無く、申立人の勤務期間は不明であるが、当時は、見習期間があった可能性がある。」と回答しているところ、前述の複数の者のうち、昭和 57 年 9 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中には、自身が記憶している入社時期から相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者もあり、申立人と一緒に入社したとする者の当該事業所に係る雇用保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日となっているものの、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、約 5 か月後となっていることから、当該事業所は、当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険

に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社に係る離職日は、昭和61年11月30日とされているものの、前述の事業主の妻は、「申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのであれば、その時点までしか勤務しておらず、その後の給与も支給されていなかったと思う。厚生年金保険の被保険者資格喪失後に、申立人の給与から保険料を控除したことは無い。」と述べている上、前述の複数の者に事情を聴取しても、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和61年9月26日とされている上、「証返61.10.1」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。